

仕 様 書

1 件名

令和8年度 海外インフルエンサー活用にかかる市場調査・分析業務委託

2 対象期間

令和8年4月3日から令和8年11月30日まで

3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所

4 目的

本業務は、東京都が平成27年に定めた「東京のブランディング戦略」に基づき海外観光客誘致を目的とした観光プロモーションを実施するにあたり、海外市場での東京観光誘致におけるインフルエンサー活用戦略の整理を目的とし、対象とする複数の海外市場について、インフルエンサー施策の有効性や特性を整理・分析するものである。

分析結果は、今後のインフルエンサー施策の方向性や対象市場の検討に当たっての参考資料として活用するものであり、特定の市場、施策内容又は特定の人物の起用を一義的に決定することを目的とするものではない。

5 全体管理について

以下の点を念頭におき、業務を行うこと。

(1) 全体運営

- ア スケジュール等を明らかにした事業計画書を策定すること。
- イ 本事業における実施体制を明確化し、パートナー会社含め体制管理を徹底すること。本事業実施に必要な知識、経験及び技能を備えた人材を業務体制に含めること。
- ウ 業務の詳細については、進捗状況や確認事項を綿密に TCVB に連絡・報告すること。
- エ 特定の企業、機関のみに利することのないよう、中立的な立場から公平性に十分配慮しながら調査・分析等を実施すること。
- オ 観光庁による訪日外国人消費動向調査、宿泊旅行統計調査等、及び独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）や東京都が実施する各種調査はもとより、調査対象市場の公的機関及び観光関連機関等が公表する各種統計データ等を参照して調査にあたること。なお、民間企業による調査結果等を活用する場合には、その目的及び信頼性を事前に明らかにすること。

- カ TCVB の調査であるとして協力を強制しないこと。また、調査対象者に対して不快感、不信感を抱かせないように十分に配慮すること。
- キ 本調査の委託者は TCVB であるが、調査実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあるものとする。
- ク 調査の結果得られたデータを中立的及び公平な立場から解釈するとともに、特定の結果を得るための恣意的な分析を行わないよう、十分に配慮すること。
- ケ 本調査の結果及びローデータは東京都への提供及び東京都における分析への活用を予定している。その点も踏まえ、調査対象や情報提供元には必要な説明を行い、同意を得た上で調査及び情報の収集を行い、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

(2) 対象市場

「6 委託内容」にかかる本事業の対象市場は以下のとおりとする。

欧米豪対象国：アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、ドイツ、フランス、スペイン、イタリア（8）

アジア対象国：タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン、シンガポール（6）

その他：観光消費又は訪都旅行者の面で成長が期待できる市場
UAE、サウジアラビア、インド（3）

6 委託内容

(1) インフルエンサー施策の有効性にかかる市場調査・分析・評価業務

ア 対象市場の整理

上記の対象全市場（国・地域）について、インフルエンサー施策を検討する前提となる市場特性を整理すること。整理においては、以下の観点を含むこと。

(ア) 市場動向全般（訪日・訪都旅行関心層のボリューム等含む。）

(イ) SNS 活用状況・傾向、旅行情報に関する接触傾向等

※整理に当たっては、信頼性のある既存の公開データ、調査レポート、SNS 分析データ等の活用を前提とし、必要に応じて合理的な範囲での補足調査を行うこと。

過度な一次調査や大規模アンケート調査の実施を必須とするものではない。

イ インフルエンサー施策の有効性分析

前項をふまえ、全対象市場におけるインフルエンサー施策の有効性について、定量的指標（例：SNS 普及状況、エンゲージメント傾向等）及び定性的観点（例：文化的親和性、情報受容の特徴等）を組み合わせて分析すること。

※分析に当たっては、分析観点や判断基準を明示した上で、分析ロジックや前提条件が第三者にも理解可能となるような記載を行うこと。

ウ 市場比較・評価

前項による分析結果を踏まえ、東京の観光プロモーションにおけるインフルエンサー活用の観点から見た各市場の特性や相対的な位置付けを比較、評価すること。
※評価に当たっては、有効性についての単純な順位付け（1位～n位）を行うことを必須とせず、市場を複数の区分に分類（例：特に有望と考えられる市場群、条件付きで有効性が高い市場群等）するなど、実務での活用・検討に資する形で整理すること。（区分観点や分類の階層数についての設定背景も説明すること）

エ 効果的な市場群に関する考察、示唆

前項をふまえ、東京の観光プロモーションにおいて、インフルエンサー活用の観点から効果的な市場について整理・分析を行い、その結果を元に今後の活用戦略の検討に資する考察、示唆をまとめること。あわせて、分析結果の総評及び注目すべきポイントを明示すること。

オ 評価に当たっての前提条件・留意点の整理

前項ア～エの対応にあたり留意すべき点（分析の限界、前提条件、外部環境の影響等）について整理し、東京都及びTCVBが総合的判断を行う際の材料として適切に活用できるよう、それぞれの観点をわかりやすく、一覧にまとめること。

(2) インフルエンサーのリストアップ

前項（1）においてインフルエンサー施策が一定程度以上有効と判断される市場について、東京の観光プロモーションにおけるインフルエンサー活用に資する参考情報として、各市場で影響力を有すると考えられるインフルエンサーをリストアップし、以下をふまえたリストを作成すること。

ア 対象 SNS プラットフォームは、X（旧 Twitter）、Instagram、Facebook、YouTube など主要媒体を想定する。ただし、前述以外に分析対象市場において有効性の高い SNS プラットフォームがあれば分析対象に加えること。（TikTok を除く）

イ 各市場につき、影響力・適合性の高い候補者を 10 名程度リストアップすること。市場規模等により適切な候補者が 10 名に満たない市場は、TCVB と協議の上、リストアップする人数を変更することも可とする。

ウ リストアップに当たっては、以下の情報について、原則として公開されている情報をもとに分かりやすく整理すること。

（ア） インフルエンサー名やアカウント名

（イ） フォロワー数（目安）・主な SNS 活動プラットフォーム

（ウ） 主な発信分野（例：旅行、食、文化、芸術など）やテーマ

- (エ) 想定される主なターゲット層（若年層、富裕層、リピーター、FIT層、ファミリー層など）
- (オ) 過去1年間における投稿内容・発信傾向、投稿頻度、東京・日本に関する投稿歴の有無
- (カ) 実績（メディアへの露出歴、観光局・自治体等の招聘事業参加歴等）

エ 留意事項

本件は、特定の人物の起用を推奨又は保証前提とするものではなく、インフルエンサー活用の方向性や特徴を具体的に理解するための参考事例（サンプル）として位置付けるものとする。

よって、リストアップにおいて、過度な網羅性や完全性を求めるものではない。また、今後のインフルエンサー施策の契約条件、起用可否、費用、実施時期等の実務に必要な情報整理を求めるものではない。

(3) 報告書の作成

ア 6（1）に関する報告書

6（1）ア～オのそれぞれの項目をふまえ、市場情報や分析・評価観点等を明記のこと。

イ 6（2）に関するインフルエンサー候補リスト一覧

集約時点の情報で可。時点日時を記載のこと

7 完了報告

(1) 契約代金の支払いについて

委託完了後のTCVB担当者による検査終了後、受託者からの支払請求書に基づき30日以内に委託料を一括で支払うものとする。TCVBの承認をもって請求書を発行すること。

(2) 完了報告と成果物の提出について

ア 委託完了届

別紙1「委託完了届」を提出すること。

イ 中間報告

令和8年7月中旬を目途に、6（1）について、調査及び分析結果の暫定版をまとめ、提出すること。

あわせて暫定版をもとにTCVBと協議の上、有効性の高い市場を3市場程度選定し、6（2）に基づき、当該市場におけるインフルエンサーのリストを先行して提出すること。

ウ 最終報告書

令和8年11月末を目途に調査・分析等をまとめた最終報告書を作成し、提出す

ること。上述6（1）ア・イについては調査結果データの根拠を（分析手法・使用データソース等）をあわせて提出すること。内容及び提出時期はTCVBと協議の上決定すること。

8 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVBの承諾を得た事項についてはこの限りでない。

9 秘密の保持

受託者は、8によりTCVBが承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

8によりTCVBが承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

10 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」*第14に定めるところによる。

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

11 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12 個人情報の保護等

(1) 「東京観光財団個人情報取扱要領」**を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」***に定められた事項を遵守すること。

また、本委託業務の遂行にあたり8によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

**https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_yoryo_20250401.pdf

***https://www.tcvb.or.jp/jp/kojinjoho_tokkishiyosho_20260130.docx

本業務委託で取扱う個人情報は以下を想定している。

ア 本事業の遂行に当たって入手したインフルエンサー名やアカウント名など

イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスなど）がシステムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(2) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」****及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務

に係る標準特記仕様書」*に定められた事項を遵守すること。

****https://www.tcvb.or.jp/jp/security_houshin.pdf

* https://www.tcvb.or.jp/jp/denshijoho_tokkishiyosho_20260130.docx

また、8によりTCVBに承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用するISMS適合性評価制度におけるISO/IEC27001と同程度の認証
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

(3) 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- ア TCVB職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレスなど
- イ 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IPアドレスやcookieなど）もアと同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

13 その他

- (1) TCVBは必要に応じて本委託契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVBと事前に協議すること。
- (3) 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たってはTCVBと協議のもと進めること。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 電話：03-5579-2683
